

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和4年5月10日（火）午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 門真市役所 本館2階 大会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員

5 出席委員（8名）

1番：淺田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 4番：巽 茂樹 委員

5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員

8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局長：高田 隆慶

局次長：吉田 武史

主任：谷本 大輔

主査：山藤 妃富美

係員：河坂 章志

7 議案・報告等

（1）議案第1号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

（2）報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【署名】

議長

寺内 隆史

署名委員

中野 利佑

署名委員

中道 文夫

令和4年5月10日（火）午前10時00分～午前11時00分

農業委員会議事録

会長

ただ今から令和4年第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。

本日の議事録の署名委員でございますが、

7番：中野 利佑 委員

8番：中道 文夫 委員

にお願いすることといたします。

それでは、本日の議事に移ります。

議案第1号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

それでは、事務局説明願います。

事務局

本件は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされています。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされているところです。この点、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することになっており、この度、その令和4年度の目標を設定するものです。

「令和4年度最適化活動の目標設定等」につきまして、資料をご覧ください。

まず、ローマ数字のⅠ 農業委員会の状況についてあります。

1 農業委員会の現在の体制の確認ですが、任命委嘱日、令和2年7月20日、任期満了日は令和5年7月19日となっております。農業委員数は定数9名、実数も9名になっており内、認定

農業者に準ずる者 1 名、女性 1 名、中立委員 1 名となっております。最適化委員は定めておりません。

2 農家・農地等の概要ですが、こちらの数値は 2020 年農業センサス及び令和 3 年の耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。

続きまして、次ページのローマ数字の II 最適化活動の目標についてであります。① 最適化活動の成果目標（1）農地の集積① 現状及び課題につきまして、現状の「管内の農地面積」は令和 3 年の耕地及び作付面積を記載、「これまでの集積面積」は経営局長通知により国版認定農業者と基本構想水準到達者の農地面積を記載し、その結果、集積率は 5.0% となります。課題としては、「宅地化の進行により農地が減少しているだけでなく、人手不足のため経営農地の拡大が難しい。また、農業者の高齢化により、担い手が少なく一層厳しい状況」であります。② 目標につきまして、表の一番上、目標年度及び集積率については大阪府の方針に基づき令和 5 年度に集積率 25% としております。この 25% の目標には大阪版認定農業者も含めるとありますので、今年度の目標に大阪版認定農業者の農地面積を記載しております。

（2）遊休農地の解消についてです。① 現状及び課題② 目標にあります表の上では 0 になっておりますが、1 号遊休農地面積は約 0.13ha、内緑区分が約 0.09ha、黄区分が 0.04ha となっております。

続きまして次ページをご覧ください。（3）新規参入の促進① 現状及び課題ですが令和 1 年度から昨年度までは新規参入者 0 でございます。継続課題として「農業への新規参入者が少なく、また貸付を希望する農地が少ない為、参入が難しい」としております。② 目標の表についてですが、権利移動面積は平成 28 年度 0.49ha、29 年度約 0.22ha、30 年度約 0.52ha となっており、平均が約 0.41ha でありますが、様式上は小数点で四捨五入された数値で標記されます。その下の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」が目標にあたりますが、目標は平均の 1.1 倍以上とされており、約 0.45ha をそれぞれ入力しておりますが、前ページと同様に様式上ご覧の数値となっております。

次に 2 最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1 人当たりの活動日数は月 5 日とし、内訳といたしましては毎月の農業委員会総会で 1 日、それに加え週 1 日の活動で月 4 日と考えております。（2）活動強化月間の

	設定目標は10月に農地パトロールを予定しており（3）新規参入相談会への参加目標は詳細未定ですが、1回としております。本件についての説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。
中道委員	今ご説明いただきました活動目標の設定等というこの別紙様式1の位置付けというか、これがそもそも何なのかということを確認したいんですが。これ毎年、去年の4月でも、年度の目標及びその達成に向けた活動計画、今ホームページにも出ている、それとかわるものとして、この目標の設定等いうものは新たに置き換わるというそういう理解でいいのかなというのが一つ。それともう一つ、先ほどの議案の説明の提案理由の中に、真ん中辺り、「この際、農業委員会は指針を定めるよう努めるとともに」という部分の紹介があったと思うんですけども、これは今ホームページにも掲載されている平成30年5月、前会長が定めていただいた最適化に関する指針というのが既にあるので、それとの関係がどうなるのかな、というのが2点目。 3つ目に中身ですけども、3ページ目の最適化活動の目標ということで、1人当たりの活動日数、ここは非常に僕も含めて皆さん興味、関心があるところだと思いますんで、5日というこの考え方について、考え方の流れをご紹介いただけたらと思います。以上でございます。
事務局	はい、まず第一に目標に関してであります、目標に関してはおっしゃるとおりで様式が今回かわりましたよというところであります。 2点目、指針についての提案理由に関しましては、その目標を定めるにあたって指針があって、その中で目標を定めるということになっておりまして、その中でおっしゃっていたように平成30年に前会長の指針があって、その中で最適化活動の目標を定めていくと。そのような流れになっております。 3点目、中身の活動日数についてなんですが、会長ともお話をさせていただきまして、委員会で1日、週1回の活動で農地は見られるのではないかというところのご指摘もありましたので、事務局の方でもう一度検討いたしまして、週1回何とかお願いしたいというところで、遊休農地の解消もしていきたいというところで、5日とさせていただきました。

中道委員	確認ですけれども、前回の4月の資料でも紹介があったように活動日数の把握のカウントの仕方というのは、活動時間に関わらず、活動を行った場合は1日カウントするということで間違いないですか。1分でも話をすれば、それは活動したとしてカウントして間違いない。そこを押さえておきたい。
事務局	そこに関しましては、確認いたしましたので間違いございません。例えば、ご自身の農地に出た時に相談等受け付けられたお話をされたということも活動の一つとして、それが10分であろうが5分であろうが1としてカウントされると聞いております。
会長	よろしいですか。 他に何か質問はございますでしょうか。
淺田委員	ちょっと質問させていただきたいんですが、別表の1ページ目の認定農業者2名と基本構想水準到達者2名となっているんですが、この基本構想水準到達者2名というのはどういう方を指すのかというのが第1点と、それと2ページ目の今回の最適化活動の目標のところで、要するに集積の目標ですよね。この集積ちゅうのがわからないので。今見たら「注」のところに、「経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積」、これはどういうことを言ってるんですか。農地の集積というのは、それをちょっと教えていただけたらと思います。
事務局	はい。まず基本構想水準到達者と言いますのは、門真市の定めるものがありまして、そちらで基準に到達している方を指しております。 経営局長が定める集積というものがあるんですが、誰がそれに当たるかというのは国版の認定農業者及び基本構想水準到達者の2種類の方になります。その方が、国が認めているその集積率というところで反映される数字となっております。そのところで目標に掲げていた、大阪版の認定農業者が増えたらそこに含まれないということに今の状況ではなっておりまして、そこに含まれるようにしていきたいという形で、大阪府自身が国の方にあげている状況でございます。
淺田委員	ちょっと難しいんですけども、ざっくりばらんに門真市のことを考えて話したら、集積しましょうという目標はあるんですけど、

	大阪府の認定農業者ですかね、その方に集積しなさいということですか、要するに。目標が25%とかなっているんですけど、その方に農地を集積しなさいという目標が出てるんですか。
事務局	国の認定農業者になりますので、大阪版認定農業者がここの様式上はいないことになっているんです。国の認定農業者になっています。この集積率というのが、国版認定農業者が持っている農地になりますので、国版認定農業者の農地を増やしていくことが、農地の集積を増やしていくことが集積率を上げていくことになっていきます。今後、大阪府としても大阪版認定農業者の農地についても集積率に入れていきたいという思いで動いているというので聞いております。
会長	非常に難しい。 木原委員どうぞ。
木原委員	今、門真においては、この国の認定農業者の方は2人しかいらっしゃらないという理屈なんですよね。これに基づいていくとなると、この2人に集積するのが、この2ヘクタール、25%ですかね、ということであって、今現在それ以外の方に関してはここの数字には反映されてこないということなんですよね。それってまず第一に、これがどなたなのかいう話でないと我々が集積に向けて動くということが出来ないのでないかなと思う気がしたのが一つです。 それと、大阪版について大阪府が動いていただいているということなんですが、大きな差があるんでしょうか。容易でないのであれば、我々はこの2名に集中しないといけないところになるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。
会長	補足として、国版は非常に難しいです。大阪府版であれば比較的、まだそういうような状況がありますが、府版はまだなりやすいです。国版は、この2名以上、門真市で増やしていくのは非常に難しい。それこそ法人化して規模拡大していく、そういう経営者がありましたら可能性はあると思うんですけど、今の現状ではこの2名の国版認定農業者に増やしてもらえないのかなというところですね。
橋中委員	今の件で少し聞きたいんですけども、大阪版の認定農業者になるために何が必要かどうか、また条件があるようでしたら、そ

の方を増やせば 25%というの達成しやすいと思うんですけど。今単純見たら 5%を 25%、5倍ですよね。正直言うてハードルが高い。これをハードル低くしようと思ったら、認定農業者を増やすということになると思うんですけど、その条件を教えていただきたい。

事務局

大阪版認定と国版認定の違いになるんですけども、まず大阪版認定の方なんですけれども、大まかな基準というのが所得が 50 万円になります。あとは、効率的に農業をしているということで、具体的に機械の導入を考えていたり、野菜の卸先を増やしたりとかなどの目標を立てていただいて、申請することになります。門真市農業再生協議会に諮ってから、大阪府に進達する流れになります。国版認定については、農業関係に関する所得が 500 万円で、門真市の附属機関に諮問して回答をもらう形になっています。同じように効率的に農業していただいて、これからどう効率的にしていくのかという面では変わりはないです。また国版は法律で色々と定められています。大阪版は、大阪府の中で定められています。所得が違うこともあります。大阪版の方は認定しやすいのかなとも思います。

会長

資料とかありましたかね。あつたら、またお願ひします。

中道委員

最適化活動の目標についてですが、今回この目標の設定等というペーパーでかなり分かりやすく表示されていることもあって、議論が出やすいのかなと思います。何も目新しい話ではなくて、令和の初めから令和 3 年の目標、農地集約の目標ということで我々議論してきたということがあって、去年までは市内農業者に対して認定農業者の制度周知を行うけれども、希望する農業者がいない、目標がゼロ。ただ今回、基盤経営促進法という大きな法律改正が目前に迫っている中で、この最適化活動というのも、こういった形で目標をあげていかなければいけないという状況になっている中でのこの苦渋の数字かなと思うんです。その中で思うんですけど、農業委員会でも全国に千数百でしたっけ、ある中で北海道の富良野と我々は違うわけで、我々としては農地の集積ということも目標として掲げないといけないと思うんですけども、色合いとしてはかなり薄い目標になるんかなという気がしています。まちの中に数百ヘクタールの農地があれば、その方に集積すればもっと大規模になるでしょうけれども、我々はそうではなく都市農業をやっている中で財産的価値

値というのも認めながらの農業ですんで、目標は目標として掲げつつも、数字を出さないといけないというのはわかるんですけども、それに基づくためにこういうふうにしていかなあかんというのは非常に難しい。ここに目標が25%と書いてありますけども、これは色々な意味も含めての目標なのかなと思います。

淺田委員

今回初めて最適化活動の目標として、いわゆる農地の集積と、2番目としては我々に関係ある遊休農地の解消、3番目が新規参入の促進、こういう目標が大きく3つあるんですよね。今、集積というのは非常に難しい問題で、特に都市農業としては。我々門真市農業委員会としてやっていかなければならないのは遊休農地の解消、現状維持と思います。それと、都市農業としては難しいけども新規参入をやっていかないといけない。ここにいる現場の者としては、これから重点的にやっていくべき活動を考えていくことが一番いいんじゃないかと。

会長

ありがとうございます。本当にそのとおりであって、遊休農地の解消をいかにしていくか。現にそういう話も増えてきていて、高齢化と担い手不足などで農業守って行けない、それをいかに私らがしていくか。そうすると新規就農者を増やしていくことも大事ですし、第三者にも作っていただくように、発展していくというところが大事なんではないかと思います。そうじやないと門真市内に残された農地というのは限りなく減っていく。ましてや北島の東地区は開発かかって物流倉庫が建っていますけども、西の方も今後開発かかってくると聞いておりますんで、ますます農地が減っていきます。いかに、農地を存続させていくかというところで、やっぱり遊休農地の解消、それから新規参入。そこに置くのが一番良いのかなと思います。

木原委員

今、淺田委員とか会長がおっしゃったことが我々実施していかなあかんところだと賛同しております。これはこれで様式として提出しないといけない数字というのは別でありますので、数字としてはこれでいくのかどうかという話が一つあるかと思うんですね。遊休農地の話とか新規のことか少し前からずっと協議してるところで、継続していかないといけないと思うんですけども、ひとまずこの様式として提出するにあたって、例えば、この活動5日というのが、前回私はお休みさせていただいたんですけれども、事務局から説明聞かせていただきました。私、

中立委員で非農業就農者ということで、この活動の項目で何ができるんだろうと考える部分がありまして、以前より法的な手続きが必要な部分であったりだと、実際に申請して部分で少し検討が必要だという時には事務局からアドバイスを求められてという活動はしてきていたんですが、毎月という形になると総会以外に何かできることがないか探したんです。家の近くの農地見たりだと教えていただいたんですけど、よく考えたら家の近くにあった農地が次々と転用されて無くなってしまっていて、生活圏内に農地ないんですよね。やっぱりどこか見て回らないといけないと思っています。その中で、中立委員の役割という部分も、門真だけでということもなく、他市さんとか大阪府とかの考え方を聞きたいなと思っていますので、その辺はヒアリングしていただきたいなと思います。先ほど、北海道の例がありましたけれども、そういう北海道とか東北の場合の中立委員の方でも土地持っているというか、農地持っていたりとかしていますんで、兼任みたいな形になっているんですけども、そうじゃない場合の中立委員の場合はどういうふうに目標達成のための活動をどう進めていく方向なのかということを情報収集していただけると私は助かりますので、よろしくお願ひいたします。

中道委員

もう1点だけ。この資料の新規参入の促進のところの目標ですが、今年度の目標 0.5 ヘクタールと書いてあります。これは、平成28、29、30年度の平均の1割ということでしょうか。

事務局

これも大阪府に確認しており、この年度で記入してほしいとのことでした。

中道委員

わかりました。

岩田委員

総農家数の 123 というのは門真市のものになるんですかね。自分自身で考えると門真市に農地が無い人間が他市に何ヘクタールあって、そう考えると門真市の農家というのは門真市だけで農地を持っている方が段々減っていく。長期的に考えると、最終的に残るのは他市に持っている者しか残らんやろうというのがずっと思っていたところです。

会長

一人当たりの活動日数というのは、月に何日というように設定しないといけないですよね。

事務局	様式上、そのように記載されておりますので、決まっておると思います。
会長	他にご意見が無いようですので、採決にはいります。 議案第1号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
【委員挙手】	
会長	全会一致で、議案第1号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」については、議案のとおり決定することとします。 次に移ります。 報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」についてです。それでは、事務局説明願います。
事務局	はい。本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第5号の議案書をご覧ください。当該届出地につきましては、添付資料3ページの地図のとおりライフ門真店の西側、第二京阪道路沿いに位置しています。届出内容は、5ページのとおり転用目的が露天駐車場であり、現況は既に転用済みであります。現地調査を実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。以上でございます。
会長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
岩田委員	自分で気付いて届けたのか、それとも指摘によって届けられたのでしょうか。この始末書自体が、本来始末書はいきさつから書いてあるものと思いますが。
会長	これは本人から出てきたんですか。
中道委員	この経過ですが、別の転用で現地調査された時に事務局が気付いた、発見されたのではないでしょうか。ご本人からではないような、そのようなことを聞いた記憶が、旧年度あります。

岩田委員	借地契約してるんですね。
木原委員	これは賃貸借しているんですか。この人らが自分でやっているわけではないんでしょうか。
巽委員	契約は直接やっている可能性があるもんね。
木原委員	入っていない可能性もあるんじゃないかなと思いまして。
巽委員	不動産屋が管理してそれを個別に貸しているのであれば、今の地目の問題やろうけど。
木原委員	運送業で使うのであれば許可取るために必要じゃないですか。そうではなくて、駐車場みたいな形であれば内々で済ましている可能性はあります。
浅田委員	去年私ら回っていたんですけど、印がなかったのでもともと宅地になっているんだなと思って、農地という認識がなかったので。今回地図を見たら、あれっと思いまして。
会長	固定資産税の部署と農業委員会事務局が連携すれば、それがわかつてくるのかなと。
浅田委員	営農計画書から出してきているんですね。
事務局	よろしいでしょうか。この申請につきましては、ご本人様たちから出ています。貸そうとした時に、登記上、田になっていたということです。
岩田委員	始末書にこのような理由も記載すればよいのではないかという風に思いました。
会長	他に何かご意見ございますでしょうか。 他に質問がないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。
